

懲戒処分について

令和6年1月16日

下記のとおり懲戒処分を行なったので公表します。

1 処分対象者及び処分内容

所属	職名	処分の内容
教育委員会事務局 (行為時 産業建設部)	主事	停職6か月

2 処分年月日

令和6年1月16日

3 処分に至った事実の概要

被処分者は、令和4年度に所属していた産業建設部で町関係団体である野木町観光協会の事務を担当していた際、当該年度の会計処理において、使途不明金等で、計342,490円の所在を不明にさせた。また、当該団体の令和4年度の収支決算書を作成する際、その不明金を偽るため、文書を偽造し、虚偽の報告を行った。なお、不明金については、本人が全額弁済している。

これらの行為は町民の信託を受けて業務を行う公務員としてあるまじき行為であり、町民に不信感を抱かせるものである。よって地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、処分を行うものである。